

平成二十年一月十一日受領
答弁第三六五号

内閣衆質一六八第三六五号

平成二十年一月十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に対する外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「裏金をつくる何らかの仕組み」の意味が必ずしも明らかでなく、外務省としてお答えすることは困難である。

二について

先の答弁書（平成十九年十二月二十一日内閣衆質一六八第三二四号）の一について等で繰り返し述べているとおり、外務省において確認した範囲では、「ルール委員会」なる組織が在モスクワ日本国大使館内において存在したことは確認されていない。

三について

先の答弁書（平成十八年二月十日内閣衆質一六四第三六号）の一について、四から六までについて及び七についてで述べたとおり、在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問主意書（平成十七年十月十一日提出質問第一四号）が提出されて以降、外務省として関係者からの聞き取り等の調査を行った。

四について

先の答弁書（平成十九年十二月二十一日内閣衆質一六八第三二四号）の二から八までについて述べたとおり、外務省としては、本件について、特定の職員に対して処分を行う必要があるとは考えておらず、処分を行っていない。

五について

内閣としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対し、誠実に答弁すべきものと考えている。先の答弁書（平成十九年十二月二十一日内閣衆質一六八第三二四号）については、当該事務を所掌する外務省において、御質問の趣旨を踏まえ、お答えしたものと承知している。